

有価証券報告書の訂正報告書

(第68期) 自 平成18年4月1日
至 平成19年3月31日

岩井証券株式会社

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

(541060)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月5日
【事業年度】	第68期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	岩井証券株式会社
【英訳名】	Iwai Securities Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 沖津 嘉昭
【本店の所在の場所】	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
【電話番号】	大阪（06）6229-4600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 笹川 貴生
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
【電話番号】	大阪（06）6229-4600（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役業務本部長 笹川 貴生
【縦覧に供する場所】	岩井証券株式会社 東京支店 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目9番4号） 岩井証券株式会社 橿原支店 （奈良県橿原市新賀町235番6号） 岩井証券株式会社 宝塚支店 （兵庫県宝塚市栄町二丁目2番1号） 岩井証券株式会社 横浜コールセンター （神奈川県横浜市西区北幸一丁目4番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

(注) 上記の横浜コールセンターは、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第68期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～ (7) 〈省略〉

(8) 記載なし

(9) 記載なし

(訂正後)

(1) ～ (7) 〈省略〉

(8) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことができるようにするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。